平成２５年１０月９日

障害年金の額改定請求に関する検討会
構成員　各位

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長　　大濱　眞
近畿東海ブロック事務局　　前野　奨

障害年金の額改定請求について（意見）

１．短期間のうちに障害が重度化する事例について

脊髄損傷の場合は、もともとの損傷部位が低位で、障害年金２級相当の比較的軽度な脊髄損傷者が、交通事故などにより、より高位の部位を損傷することによって、障害年金１級相当に重度化する事例がある。

２．医療機関などにおけるリハビリテーションとの関係について

「障害の程度が増進したことが明らかである場合」を厚生労働省令で定めるにあたっては、その状態に該当することを以って「症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った」ことを理由に、医療機関などでリハビリテーションが受けられなくなることのないように、ご留意いただきたい。